

## 「（仮称）流山市こどもの権利条例」の制定に向けた検討の進め方について

## 《前提》

- ・令和 9 年 3 月から条例の素案協議を法規担当部署と開始する必要がある
- ・こどもの権利部会では、条例に関する審議と同時に、流山市こども計画に位置づけられている事業評価を行う
- ・令和 8 年度に予定しているこどもの権利部会の開催回数は 5 回
- ・限られた期間での総合条例の制定のため、部会長及び事務局の預かり事項や庁内で検討すべき事項等を明確にして進める

## ○こどもの権利部会（全 5 回）における検討事項（案）

## （1）第 1 回（R8 年 5 月 25 日）

- ①市のこども施策の状況報告（現状、課題）
- ②条例制定に向けた検討の進め方・体制について
- ③こども等からの意見聴取の実施について
- ④「（仮称）流山市こどもの権利条例」の検討における論点について
- ⑤委員アンケートの実施について

## （2）第 2 回（R8 年 8 月 4 日）

- ①庁内検討会から意見聴取結果の報告
- ②委員アンケートの結果報告
- ③こども会議の実施予定について
- ④条例上のことば（用語）の定義について  
（こども、保護者、市民、育ち学ぶ施設 等）
- ⑤各主体の役割・責務について

## （3）第 3 回（R8 年 10 月 15 日）

- ①若者委員からこども会議の結果報告
- ②条例骨子のイメージの共有
- ③こどもの権利保障に関する具体的な取り組みについて
- ④こどもの権利救済機関の役割や機能、他自治体事例の共有

## （4）第 4 回（R8 年 12 月 21 日）

- ①権利救済機関について
- ②条例の推進体制について
- ③条例の骨子案

## （5）第 5 回（R9 年 3 月 2 日）

- ①条例の素案
- ②令和 9 年度のスケジュール確認